

1 問題意識

(1) 高学歴化と技能者階層の社会的地位

昭和58年の高校進学率は94%、大学・短大進学率は35%である。これら進学率は、近年、頭打ちの傾向を強めているが、アメリカに次いで世界第2位の高水準にある事実に変わりはない。高い進学率をもたらした大きな要因の一つは、職業によって権力、所得、社会的評価、内面的充実感等に大きな格差があり、学歴によってその職業の選択幅が大きく規定されるからである。また、進学率はある水準を超えると、世間並みの教育を受けさせたいという親の気持ちを刺激し、一種の社会的強制力となって一層の上昇をもたらす。

親が子供を少しでも有利な職業に就かせるために、また企業が適格者を選別する手段として学歴が利用されるのは何も日本だけの現象ではない。それは近代社会に多かれ少なかれ共通した現象である。しかし、とくにわが国では、明治以降政府が、大学を「国家ノ須要」に応ずるエリート養成機関として位置づけ、学生を全国から選抜して出自にとらわれない地位上昇の機会を開く方針をとったことによって、国民の平等意識が涵養され、国民の進学率を押し上げた。

このように日本の教育制度は、学制発布以来、単線型を基本としたものであったが、戦後の教育改革によってより一層、完全な形の単線型を獲得することになった。

戦後の教育改革の方向づけに大きな影響を及ぼした米国教育使節団に協力するために設けられた日本側委員会は、終戦時の教育制度の問題点を次のようにとらえた。すなわち、当時の学校系統が、国民学校初等科修了後、①中等学校、高等学校、大学へ通ずるもの、②中等学校、専門学校へ通ずるもの、③国民学校高等科、青年学校高等科へ通ずるもの、以上の3種に分かれており、これら各系統は互に他の系統への連絡を欠き、国民生活の階層化を助長するには有利な制度であるが、能力に応じて進学に、又生活向上に均等の機会を与える為には不利な制度となっていること、社会の階層化が事実上行われることは避け難いことであるが、これを学校系統の制度の上から助長するが如きことは民主主義の要求の強い現時においてはできるだけ改められるべきではなかろうか、と指摘している(注1)。

注1 「学校体系に関する意見」（山内編『学校制度』東京大学出版会）

かかる現状認識の上に、戦後の教育改革は、教育の機会均等の実現をめざして、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないもの」（教育基本法）とされ、6、3、3、4の完全な単線型制度に移行したのである。

新制度は、他の一連の民主化措置と相まって国民の進学率を押し上げる役割を果たした。これによって出自にとらわれることなく、学歴を通して職業を自由に選択できる社会へ向けてさらに前進したことは確かである。また、進学競争に勝つための努力が個人の進歩、経済発展の原動力として機能してきたことも評価されてしかるべきであろう。

しかしこれによって、教育基本法のいう「ひとしく、その能力に応ずる教育」が実現されつつあるかどうかについては問題なしとしない。進学率が上昇したとはいえ、高等教育については、地域間、所得階層間に大きな格差があり、低所得ブルーカラーにおいて「ひとしく」教育を受ける機会がまだ十分確保されていないという事実はまず確認しておく必要がある。しかしそれ以上に問題なのは、単線型制度が「能力に応ずる」教育の実現を阻んでいるようにみえることである。

学校教育には、本来、「画一的、非柔軟的」「主知主義、記号文化的」性質があるが、単線型制度においては、その傾向がますます強められる（注2）。そこでは何よりも進学に有利なコースが志向され、そうでないコースは進学に適したコースへの変容を余儀なくされ、画一的、主知的教育へ収斂してゆく。因みに、高校普通科の比率は、生徒数でみてこの10年間に60%から70%へ10ポイントも上昇し、なお職業科生徒には普通科を第一志望とする者が少なくないのである。中学卒業後、公共職業訓練校に入校してくる者の減少傾向はさらに顕著である。中卒入校者は、昭和45年に3万1千人を数えたが、46年にはこれが1万7千人に減少している。

人間には、生来、一般的原理に論理的類推力を働かせて事物を理解することが得意な演繹的タイプのひとつ、実際に身体を動かし経験する中で具体的な事物から一般的原理の理解に至ることが得意な帰納的タイプのひとつがあるといわれる。職業教育訓練は、単に職業準備を与えるだけでなく、帰納的タイプのひとの潜在能力を引き出す有力な方法でもある（注3）。学校で勉強ぎらいとおっていた

注2 新堀通也「高学歴社会の知的風土」（『高学歴社会の教育』）第一法規

注3 グレゴワール『欧米の職業教育訓練』中原訳、P112、日刊労働通信社

子供たちが職業訓練校に入ってから技能訓練をとおして立派な職業人に育成されていく過程は、職業訓練校の指導員のよく経験するところである。単線型制度による画一的、主知的教育への傾斜が、このタイプの子供たちの能力開発を困難にしていることは否定できないであろう。

また、単線型学校制度において重視される業績評価の基準は、記憶力、理解力であり、人格、協調性、物を作る能力等は殆んど評価の対象外である。偏差値やペーパーテストの結果だけで対応するレベルの高校あるいは大学へ応募者を配分するというような選別方法が多様な潜在能力を有する青少年の能力開発を阻害し、強い抑圧感を与えていている。

しかし、だからといって競争を否定することは進歩を否定することになりかねない。問題の根元は、競争主義よりもむしろ多元的能力開発の実現を困難にしている画一的教科・評価基準に求められるべきであろう。教育界の一部には、現在の学校教育が、能力主義に偏し、「能力に応ずる教育」という原則が「能力の劣るとされるものに対する切り捨ての原則として……悪用されている」とする見方があるが（注4）、人間の適性、能力の差異を無視した教育内容の画一化、画一的選別基準の適用こそ問題であろう。これによって、本来、進学希望者を選別する道具に過ぎないはずの偏差値やペーパーテストが、人間をすべて同質化して、直線的に序列づけるという思考パターンを生み、人間の価値までもそれで規定するような風潮を生む。偏差値が低いために序列の高い学校に入れなかつた者に対する社会的抑圧感を強める。とりわけ中学卒業後、直ちに就職する者や公共職業訓練校に入校する者に対して抑圧感が強く作用することになる。彼等が職業能力について豊かなものをもっていても、その潜在能力を開発する動機づけは困難となる。

偏差値で人間を直線的に序列づける思考パターンは、やがて、低学歴者の多い職業従事者の職業威信の低下を導くことは十分考えられることである。最近、大きな社会問題になっている校内暴力、青少年非行などに象徴される学歴社会の病理現象の背後には、教育内容の画一化、画一的評価基準に対する反発と並んで、卒業後、低学歴者に開かれた職業の威信の低下が大きく影響しているように思われる。高学歴化によって低学歴者が威信の高い職業に就くことが困難になっているだけでなく、職業威信構造の単線的再編成の進行が加わり、低学歴者にとっ

注4 梅根悟編『日本の教育はどうあるべきか』創元社、114ページ

て閉ざされた閉鎖社会を意識させることになる。

この点に関連して遠山啓氏が次のように述べている。「根本的に異質のものは比較が不可能であり、したがって、序列づけは不可能であるが、同質のものになると比較が可能になり、優劣の序列をつけることができるようになる。……この序列主義はむかしからあったし、いまはじまったことでもないのだが、進学率が低かった時代には、この序列化に組み込まれる子どもは一部にすぎなかつた。小学校をでて大工の弟子になるとか商家の小僧さんになるとか、子どもたちにはそれぞれの世界で生きがいをみつけて努力する道が開けていた。そこにも序列主義はあるにはあったが、いまよりはるかに多元的であり、ゆとりがあった。」（注5）

遠山氏は、このような序列主義の背後に、明治以来、日本の学校教育を支配しつづけてきた競争原理を中心とする教育原理があると考え、競争原理からの脱皮を説く。具体的には、競争原理に代えて、好奇心が発動する条件を作り出し、好奇心で動かされる社会を提案している。しかし好奇心だけで人間が努力するものかどうか。また、何よりも社会的位置に対して人材を配分する手段として、学歴に代わり得る指標が見出せない以上、学歴主義、序列主義がそう簡単になくなるとは思われない。その悪循環から抜け出す一つの道は、多元的競争を可能にするような職業威信の再構築であろう。遠山氏がいみじくも述べているように大工や左官の職業が社会的に高い評価を得られる社会になれば、進路選択に対する基準も変わり、そこでは、職業高校や職業訓練校が普通高校に行けない人のための教育施設としてではなく、職業準備教育を行う施設として評価されることになる。

(2) 西ドイツと日本

以上のような問題を考える上で西ドイツの職人の地位は示唆的である。西ドイツにおいてマイスターを頂点とする職人や手工業職がどのような社会的評価を得ているかを示す二、三のデータをみてみよう。デュッセルドルフ手工業会議所が1980年のマイスター試験合格者 889名に対して実施したアンケート調査（注6）の設問の中に「あなたは手工業職をもう一度選びますか」、「あなたは

注5 遠山啓『競走原理を超えて』太郎次郎社、243ページ

あなたの（将来の）子供達に手工業職に就くことを勧めますか」という問がある。これに対しても 90 %が「はい」と回答している（表 1）。このような回答の背景には、階層社会における職業世襲の影響も無視できないが、より基本的には、自営業開業資格や徒弟訓練権を原則としてマイスター試験合格者に限ることによって、自営業への新規参入を制限し、自営業者、マイスターの権益が制度的に保護されているという事情がある。

表 1 「あなたは手工業職をもう一度選ぶでしょうか」(N=889)

手工業業種	合計	はい	いいえ	(%)
総 数	100	89	11	
I. 建築・仕上げ工事	100	94	6	
II. 金 属	100	88	12	
III. 木 材	100	97	3	
IV. 服飾・織物・皮製品	100	89	11	
V. 食 料 品	100	88	12	
VI. 衛生・体育・化学・清掃	100	90	10	
VII. ガラス・紙・窯業・その他	100	92	8	

資料出所

Handwerkskammer Düsseldorf
; Bereitschaft zur Selbständigkeit
im Handwerk, '81, 3

1973 年時点で西ドイツ男子就業者のうち手工業職の占める比率は 19 % にとどまるが、徒弟訓練生のうち手工業の比率は 48 % を占めている。これは、一面で手工業職訓練修了者が訓練を受けた職種に就けないという問題を生じさせているが、それはまた手工業職の魅力を物語るものでもある。

手工業職に対する高い社会的評価と裏腹に西ドイツが教育の機会均等の面で立ち遅れていることも事実である。1966 年の調査で、西ドイツでは 40 歳以上男子就業者のうち 45 % が労働者であるが、大学生の父親の職業でみて労働者は 6 % に過ぎないというような深刻な教育格差がみられた（注 7）。このような状況を改善するため西ドイツでも教育の機会均等化への要求が高まった。このため、ギムナジウムおよび大学の増設、試験科目の選択制、奨学金制度の拡充等の措置がとられ、大学進学率は 1970 年の 11 % から 1978 年には 23 % へ高まった。

注 6 "Bereitschaft zur Selbständigkeit im Handwerk"
Handwerkskammer Düsseldorf

注 7 "Reviews of National Policies for Education - Germany -"
OECD

また、西ドイツ労働庁の労働市場・職業研究所が行なった 1978 年の研究によると、15、6 歳の生徒（第 9 学年）のうち大学進学資格の得られるギムナジウムへの進学を希望する者は、ホワイトカラー階層出身者の 33% に対してブルーカラー階層では 19% となっており、両階層間の教育意識格差はかなり縮小しているように思われる（注 8）。

このような進学率の上昇傾向は、マイスターの社会的評価に何がしかの影響を与えているようである。上記のデュッセルドルフ手工業会議所の実施したマイスター試験の合格者は、1960～1968 年までの間、おおむね 2,500 人前後で推移してきたが、以降減少傾向を辿り、1973 年には 1,650 名に落ち込み、その後漸増して 1980 年には 1,820 名となっている。受験者に対する不合格率も 1965～1975 年の間は、それ以前の 15～20% から 25% 前後に高まつたが、最近は約 19% で推移している（表 2）。

表 2 デュッセルドルフ手工業会議所の
マイスター試験合格者
(1960～1980 年)

年	新マイスター	(不合格率)
1960	2689 人	17.7%
1961	2341	
1962	2710	
1963	2576	
1964	2528	
1965	2444	24.3
1966	2259	
1967	2341	
1968	2449	
1969	2264	
1970	2239	24.9
1971	2108	23.4
1972	2159	22.1
1973	1650	25.1
1974	1648	23.8
1975	1945	22.6
1976	1823	21.4
1977	1573	19.5
1978	1791	18.2
1979	1686	19.2
1980	1820	18.8

資料出所

Handwerkskammer Düsseldorf
;Bereitschaft zur Selbständigkeit
im Handwerk, '81, 3

職業世襲が一般化している社会では、職人の子供は職人の職業を選択することに抵抗感を感じることは少ない。職人は、職人の世界にマイスターという高いピラミッドを築くことで職業に夢をもつことができる。しかし、ギムナジウム、大学への進学率を高めるための政策が推進され、職人の子供が大学へ進学するようになると、従来は比較されることのなかつたマイスターと技術者あるいは管理者の地位が比較されるようになり、低学歴者の多いマイスターの社会的評価が相対的に低下する。西ドイツでは、マイスターの地位は、社会慣行としてだけでなく、手工業規制法によってその権益が保護さ

注 8 Hermann Saterdag "Jugendliche beim Übergang vom Bildungs - in das Beschäftigungssystem" Institut für Arbeitsmarkt und Berufsforschung der Bundesanstalt für Arbeit

れているので、その地位が依然として魅力あるものとして多くの青少年に受け止められていることはすでに述べたとおりである。しかし学歴水準の上昇が、職業威信の単線化をとおしてその地位を侵食してゆく傾向も避け難いようと思われる。西尾幹二氏が指摘しているように日本の通ってきた道を西ドイツが遅れて進み始めた兆候がみられるのである（注9）。

また、西ドイツがマイクロエレクトロニクスを中心とする最近の技術革新の分野で日本に遅れをとり、その要因の一つに手工的熟練や伝統を重んずるマイスターの影響があげられている。技術革新の進展、産業技術の知識集約化が進む中で、技能内容は、手工的熟練技能から認知的技能に変質し、ますます複雑、高度化しているため、手工的熟練を中心とした徒弟訓練ではその変化に対応することが難しくなっていること、熟練工として就業するために一定の基準に基づく徒弟訓練の修了を義務づける職業資格制度の非柔軟性が、技術変化に対する労働の適応性を多少とも妨げていること、などがその理由として考えられる。しかしエレクトロニクスなど近代的工業分野は別として、大工、左官のような職人の領域において、伝統的技能がそう大きく変わることはない。近代工業と手工業・職人の領域とは区別して考えるべきであろう。

ひるがえって我が国の場合はどうか。まず西ドイツと対比して気付くことは、日本では大企業と中小企業の区分はあるが、工業（Industrie）と手工業（Handwerk）の境界ははっきりしていないことである。手工業者の権益擁護に対する社会的コンセンサスも形成されていない。西ドイツにおいて後者は、企業規模の大小ではなく、製品のロットの大小によって区分されており、手工業会議所が中心となって手工業者の権益の保持、技術水準の向上が図られている。そして手工業の世界に働く技能者は、親方、職人として、あるいは訓練中の徒弟として明確な地位規定を得ているが、日本ではその数はもちろん概念も明確でない。遠藤元男氏は、この点を次のように述べている。

「日本では、職人という言葉は、広義には手工業者 *artisan*, *Handwerker* と同じ意味で用いられている。すなわち、自分自身の職場あるいは生産手段（道具）をもち、単身または家族・徒弟の協力によって仕事をする熟練手工業一般をひろくさしている。しかし狭義の職人 *journeyman*, *Geselle* は、とくに封建社会におけるギルド組織の場合のように、親方 *master*, *Meister* と徒弟 *apprentice*,

注9 西尾幹二『日本の教育・ドイツの教育』新潮社 第4章

Lehringとの中間に位する一階程をさす。いずれの場合にしても職人は、産業革命後、基軸産業ではほぼ姿を消し、わずかに手工業的熟練を要するいくつかの産業部門（たとえば造園業）に残存しているにすぎない。」（平凡社「世界大百科辞典」）

いわれるように技術革新と労働市場の内部化によって手工業職や職人の活動領域が縮小してきていることはたしかであろう。しかし今日、建設業を支えている技能者の大半は職人又は職人になろうとしている者であろう。建設業の事業主40万人、技能者257万人（昭和50年国勢調査）のうち自らを職人として位置づけている者は少なくないと思われる。製造業の分野においては、菓子製造、織物、洋服仕立、家具・木・竹製品製造、陶磁器製造、印刷・製本など従来、手工業の世界とされてきた分野にも機械化が進み、職人の活動領域が減少していることは否定できないが、これらの分野では、職人がなお重要な役割を演じていることも事実である。

かつての高度成長期においては、技能工不足が深刻化し、技能工の経済的地位向上のための施策の必要性が強調されたが、低成長経済に移行した今日、需給対策の面から技能工の地位問題がとりあげられることは少なくなった。職人に対する関心はさらに低い。しかし高学歴社会の社会的ひずみ現象が強まる中で、技能工、職人の地位の動向に対して国民はもっと関心を高めるべきであろう。また、長期的視点に立って考えたとき、職人の世界に適格な後継者が育成されない場合、国民生活のいろいろな側面で高いつけを払わされるのは国民自身ということになろう。

(3) 調査の経緯および概要

われわれは以上のような問題意識をもって建設業における親方、職人層が自らの職業をどのように評価しているかについて研究を進めることとした。

調査研究を行なうため昭和56年12月、当研究センターに地場産業後継者育成に関する研究会を設け、検討に着手した。当研究会には市レベルで技能職団体連絡協議会を結成し、零細自営業主、職人層に対する福祉対策を推進している神奈川県藤沢市、厚木市及び静岡県富士市、並びに地場企業とタイアップしてユニークな共同職業訓練を開催している新潟県高田職業訓練協会からの参加を得た。

各地域における上記連絡協議会の活動状況、技能職層の生活実態、職業訓練ニ

ーズ等に関する意見交換を経て、調査研究の方法、問題関心について意見の集約化が図られた。

調査の対象については、建設業の小零細自営業主（従業員規模30人未満）およびそこに働く従業員のうち後継者と目される者又はそれに準ずる者1名を選定することとされた。

調査経路については、地区によって若干の差異があるが、基本的には、職業訓練研究センター→市技能職団体連絡協議会又は職業訓練協会→世話役→事業主→従業員の経路をとおして調査票を配付し、その回収は、事業主および従業員から市又は協会へ郵送し、世話役が回収促進に協力するという方針が樹てられた。

調査項目については、調査対象者の属性、選職理由、入職・採用経路、技能工過不足状況、採用状況、技能習得方法、資格取得状況および取得の利点、職業意識、経営上の隘路、要望事項など多岐にわたる。

調査表の配付回収状況は表3のとおりである。事業主票の有効回答は1,027件（一人親方を含めると1,609件）、有効回答率42%である。一人親方・従業員票の有効回答は1,427件（一人親方を除くと845件）、有効回答率35%である。

表3 調査票の配付、回収状況

地 区	調査票 配付件数 (事業主票) (従業員票 各1票件)	調査表回収数			
		事 業 主 票		一人親方・従業員票	
		有効回答件数 件	有効回答率 %	有効回答件数 件	有効回答率 %
藤 沢 市	1,000.	184(274)	27.4	178[88]	13.1
厚 木 市	400	57(94)	23.5	71[34]	14.0
富 土 市	900	361(531)	59.0	391[221]	36.1
高田訓練協会	1,500	425(710)	47.3	787[502]	55.9
合 計	3,800	1,027(1,609)	42.3	1,427[845]	34.8

- 注1. ()内は一人親方を含む数、[]内は一人親方を除く数である。
注2. 事業主票の有効回答率は、事業主票の回答件数と、一人親方・従業員票のうち一人親方の回答件数の合計値を調査票配付件数で除して算出した。
一人親方・従業員票の有効回答率は、有効回答件数から一人親方を除いた回答件数を分子とするが、分母となる従業員に対する調査票配付件数が把握できないため、雇有事業主と一人親方との比率から従業員に対する配付件数を推計して分母とした。